

3/25 総合窓口センター(市民課)を臨時開設します

4/1 毎週木曜日延長、毎月第2土曜日も開設中

臨時開設日 3月25日(土)、4月1日(土)。いずれも8時30分～17時
利用時間延長日 毎週木曜日19時まで(祝日、年末年始は除く)、毎月第2土曜日8時30分～17時

場所 総合窓口センター(市役所本館1階市民課)

主な取り扱い業務 届け出受け付け=印鑑登録、戸籍届や住民異動届(海外転入は除く)、それに関連する国民健康保険・医療助成・国民年金・児童手当・転校(許可が必要な場合を除く)・通知カード・マイナンバーカードなど▶
 証明発行=戸籍、住民票、印鑑登録、税の証明書▶外国人関係=住所変更、証明書発行など▶母子・健康関係=母子健康手帳の交付、母子健康相談など

必要なもの 運転免許証など本人確認できるもの、認め印など

注意事項 戸籍届は預かりとなるため、関連する手続きがその日に完了しない場合があります。また他の自治体・関連機関は休みのため、その日に手続きできない業務があるほか、各種税金などの支払いもできません。転校手続きは事前に必要書類をご確認ください。

※詳細は市ホームページを確認

問市民課 ☎948-6337・FAX934-1801



ま 毎週・つ 続けて・イ いきいき・チ 長寿

「まつやま週イチ体操」で健康づくり!

この体操は、介護予防や健康寿命アップのために市保健所の理学療法士が考えた本市独自の体操です。多くの人に気軽に取り組んでもらうため、「まつやま週イチ体操」(略して「まつイチ体操」と名付けました。

「これから運動をしたい」「友人と楽しく健康づくりをしたい」というグループに、この体操を考えた本市の理学療法士が出向き、直接お教えします。地域の人や友人と一緒に「まつイチ体操」を始めてみませんか?

「まつイチ体操」の内容と特徴

◆ストレッチ、筋力トレーニング、バランストレーニングの3種類の運動(約60分)

◆寝た状態で体操をするため、転倒などの危険がなく安全

◆CDの音声を聞き、考えながら行う

問健康づくり推進課 ☎911-1814・FAX925-0230



動画公開中



二次元コード

引っ越しの際の主な手続き

住民票は、定められた期間(転出届は転出前に、転入・転居届などは異動した日から14日以内)に届け出をお願いします。また個人情報を守り不正な手続きを防止するため、手続きには本人確認ができる書類が必要です。代理人による手続きは委任状が必要となることあるため、事前にお問い合わせください。

	必要な手続き	必要なもの	場所	問い合わせ	
市外に引っ越しします	転出届	引っ越し前に転出を届け出。転出証明書を受け取る	印鑑・本人確認書類	市民課、支所、出張所(河中・泊は取り次ぎのみ)	市民課 ☎948-6337 FAX934-1801
	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(所有者のみ)	転出先でカードの継続利用を希望する人は、カード継続利用の転出届	マイナンバーカードまたは住基カードとその暗証番号	市民課、支所、出口出張所	
	国民健康保険加入者	転出届け出時に被保険者証の返却、保険料の精算	国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)およびマイナンバーカード	市民課(ひとり親家庭医療を除く)、支所、出張所(河中・泊は取り次ぎのみ)、国保・年金課	国保・年金課 (国保)☎948-6363 (年金)☎948-6356 FAX934-2631
	国民健康保険加入世帯の学生	転出届け出時に引き続き使用できる被保険者証を受け取る	在学証明書(新生入は合格通知書と授業料納付済書)・国民健康保険被保険者証およびマイナンバーカード	市民課(ひとり親家庭医療を除く)、支所、出張所(河中・泊は取り次ぎのみ)、国保・年金課	子育て支援課 (乳幼児・ひとり親家庭) ☎948-6888 FAX934-1814
	医療助成受給者(乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭)	転出届け出時に受給者証を返却。市区町村で制度が異なるため、事前に引っ越し先市区町村で必要書類の問い合わせが必要	後期高齢者医療被保険者証	加入保険が国保以外の人は、上記の他、障がい福祉課(重度心身障害者医療)、子育て支援課(乳幼児・ひとり親家庭医療)	障がい福祉課(重度心身障害者) ☎948-6936 FAX932-7553
	後期高齢者医療	転出届け出時に被保険者証を返却(県外転出時は負担区分等証明書などを受け取る)	後期高齢者医療被保険者証	市民課、支所、出張所(河中・泊は取り次ぎのみ)、高齢福祉課	高齢福祉課 ☎948-6370 FAX934-1763
	介護保険被保険者 要介護認定を受けている	転出届け出時に被保険者証を返却 介護保険受給資格証明書を受け取る	介護保険被保険者証	市民課、北条・中島支所(他の支所は返却のみ)、介護保険課	介護保険課 ☎948-6856 FAX934-0815
	国民年金加入者	本市の手続きなし。引っ越し先市区町村で住所変更手続き			
	公的年金を受けている	原則手続きは不要ですが、「住所変更届」が必要な場合もあるため、引っ越し先市区町村または年金事務所へ			
	児童手当を受けている(公務員除く)	転出届け出時に消滅届を提出	印鑑	市民課、支所、出口出張所(河中・泊は取り次ぎのみ)、子育て支援課	子育て支援課 ☎948-6354 FAX934-1814
	小中学生(市立)がいる	転出届け出時に発行する「転校通知書」を在学学校に提示し、転校用書類を受け取る		市民課、支所、出口出張所	(教)学校教育課 ☎948-6870 FAX934-1815
	125cc以下のバイク(本市ナンバー)を持っている	廃車または名義変更手続き(廃車手続きのみ郵送受け付け可)	場合により異なるため事前にお問い合わせください	市民税課、北条・中島支所(廃車の手続きのみ他の支所でも取り次ぎ可)	市民税課 ☎948-6302 FAX934-1802
	犬を飼っている	本市の手続きなし。引っ越し先市区町村で登録変更を申請	印鑑・本市の犬の鑑札	転出先の担当課	生活衛生課 ☎911-1862 FAX923-6627
	上水道	料金精算のため転出3日前までに、電話または市ホームページでヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所へ届け出			ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所 ☎915-0311 FAX913-1332
下水道	井戸水・簡易水道を使用していた人は、転出(1人でも転出する場合を含む)前に使用中止または世帯人数変更を届け出(電話受け付け可)			下水道サービス課 ☎948-6530 FAX934-1981	

	必要な手続き	必要なもの	場所	問い合わせ	
市内で引っ越しします	転居届	引っ越した日から14日以内に転居を届け出	印鑑・本人確認書類	市民課、支所、出張所(河中・泊は取り次ぎのみ)	市民課 ☎948-6337 FAX934-1801
	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(所有者のみ)	転居届け出時に表面記載事項変更を届け出	マイナンバーカードまたは住基カードとその暗証番号	市民課、支所、出口出張所	
	通知カード(所有者のみ)		通知カード・本人確認書類		
	国民健康保険加入者	転居届け出時に被保険者証の住所変更	国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)およびマイナンバーカード	市民課、支所、出張所(河中・泊は取り次ぎのみ)、国保・年金課	国保・年金課 ☎948-6363 FAX934-2631
	医療助成受給者(乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭)	転居届け出時に受給者証の住所変更	印鑑・受給者証・受給者全員の健康保険証	市民課(ひとり親家庭医療を除く)、支所、出張所(河中・泊は取り次ぎのみ)、国保・年金課▶加入保険が国保以外の人(これから国保に加入する人は除く)は、その他、障がい福祉課(重度心身障害者医療)、子育て支援課(乳幼児・ひとり親家庭医療)	子育て支援課 (乳幼児・ひとり親家庭) ☎948-6888 FAX934-1814 障がい福祉課(重度心身障害者) ☎948-6936 FAX932-7553
	国民年金加入者	手続きなし			国保・年金課 ☎948-6356 FAX934-2631
	公的年金を受けている	原則手続きは不要ですが、「住所変更届」が必要な場合もあるため、国保・年金課または年金事務所へ			
	小中学生(市立)がいる	校区が変わる場合は、転居届け出時に発行する「転校通知書」を在学学校に提示し、転校用書類を受け取る		市民課、支所、出口出張所	(教)学校教育課 ☎948-6870 FAX934-1815
	犬を飼っている	登録の住所変更	印鑑・犬の鑑札	生活衛生課、支所、河中・出口・泊出張所	生活衛生課 ☎911-1862 FAX923-6627
	上水道	料金精算のため転居3日前までに、電話または市ホームページでヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所へ届け出。転居先玄関に取り付けの水道使用届を郵送、電話または市ホームページでヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所へ届け出			ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所 ☎915-0311 FAX913-1332
	下水道	井戸水・簡易水道を使用していた人またはこれから使用する人は、転居(1人でも転居する場合を含む)時に使用中止・開始または世帯人数変更を届け出(電話受け付け可)			下水道サービス課 ☎948-6530 FAX934-1981